

通勤手当の支給に関する規則

昭和47年9月20日規則第11号

改正	昭和47年12月16日規則第12号	昭和48年12月13日規則第6号
	昭和49年12月26日規則第4号	昭和50年12月23日規則第9号
	昭和51年12月13日規則第3号	昭和52年12月23日規則第4号
	昭和53年12月22日規則第4号	昭和55年12月23日規則第2号
	昭和58年3月5日規則第2号	昭和58年12月20日規則第3号
	昭和59年12月27日規則第3号	昭和61年3月26日規則第2号
	平成元年12月26日規則第3号	平成22年3月30日規則第2号
	平成26年5月1日規則第3号	令和2年3月25日規則第13号
	令和7年9月30日規則第11号	

(総則)

第1条 一般職の職員の給与に関する条例（昭和46年島原地域広域市町村圏組合条例第11号。以下「条例」という。）第9条の規定による通勤手当の支給については、別に定める場合を除き、この規則の定めるところによる。

第2条 条例第9条及びこの規則に規定する「通勤」とは、職員が職務のため、その者の住居と勤務所との間を往復することをいう。

2 条例第9条に規定する徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離並びに同条及びこの規則に規定する自動車等を使用する距離は、一般に利用しうる最短の経路の長さによるものとする。

(届出)

第3条 職員は、新たに条例第9条第1項の職員たる要件を具備するに至つた場合には、その通勤の実情を別紙様式の通勤届により、すみやかに管理者に届け出なければならない。次の各号の一に該当する場合についてもまた同様とする。

(1) 勤務所を異動した場合

(2) 住居、通勤経路若しくは、通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があつた場合

2 職員は、前項第2号に掲げる変更により条例第9条第1項の職員でなくなつた場合には、前項の例により届け出なければならない。

(確認及び決定)

第4条 管理者は、職員から前条の規定による届出があつたときは、その届出に係る事実を通勤用定期乗車券（これに準ずるものを含む。）（以下「定期券」という。）の提示を求める等の方法により確認し、その者が条例第9条第1項の職員たる要件を具備するとき、その者に支給すべき通勤手当の額を決定し、又は改定する。

(支給範囲の特例)

第5条 条例第9条第1項各号に規定する通勤することが著しく困難である職員は、国家公務員災害補償法（昭和26年法律第191号）別表に定める程度の障害のため歩行することが著しく困難な職員で、交通機関等を利用し、又は自動車等を利用しなければ通勤することが著しく困難であると管理者が認めるものとする。

(運賃等相当額の基準)

第6条 条例第9条第2項第1号に規定する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）は、運賃、時間、距離等の事情に照らし、最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法により算出するものとする。

第7条 前条の通勤の経路又は方法は、往路と帰路とを異にし、又は往路と帰路とにおけるそれぞれの通勤の方法を異にするものであつてはならない。

第8条 運賃等相当額は、次の各号に掲げる交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等 通用期間が支給単位期間（条例第9条第5項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。）である定期券の価額
- (2) 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等 当該回数乗車券等の通勤21回分（交替制勤務に従事する職員等にあつては、平均1箇月当たりの通勤所要回数分）の運賃等の額
- (3) 管理者の定める交通機関等 管理者の定める額
(定年前再任用短時間勤務職員等に係る通勤手当の減額)

第8条の2 条例第9条第2項第2号（島原地域広域市町村圏組合職員の育児休業等に関する条例（平成4年島原地域広域市町村圏組合条例第4号）第16条（同条例第17条において準用する場合も含む。）又は第19条の規定により読み替えて適用する場合も含む。）の規則で定める職員は、平均1箇月当たりの通勤所要回数が10回に満たない職員とし、同号の規則で定める割合は、100分の50とする。

(併用者の区分及び支給額)

第8条の3 条例第9条第2項第3号に規定する同条第1項第3号に掲げる職員の区分及びこれに対応する同条第2項第3号に規定する通勤手当の額は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 条例第9条第1項第3号に掲げる職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、その利用する交通機関等が通常徒歩によることを例とする距離内においてのみ利用しているものであるものを除く。）のうち、自動車等を使用する距離が片道2キロメートル以上である職員及びその距離が片道2キロメートル未満であるが自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である

職員 同条第2項第1号及び第2号に定める額(同項第1号に規定する1箇月当たりの運賃等相当額(以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。))及び同項第2号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

(2) 条例第9条第1項第3号に掲げる職員のうち、1箇月当たりの運賃等相当額(2以上の交通機関等を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあつては、その合計額。以下「1箇月当たりの運賃等相当額等」という。)が同条第2項第2号に定める額以上である職員(前号に掲げる職員を除く。) 同項第1号に定める額

(3) 条例第9条第1項第3号に掲げる職員のうち、1箇月当たりの運賃等相当額等が同条第2項第2号に定める額未満である職員(第1号に掲げる職員を除く。) 同項第2号に定める額

(交通の用具)

第9条 条例第9条第1項第2号に規定する交通の用具は、次の各号に掲げるものとする。ただし、組合の所有に属するものを除く。

(1) 自動車、原動機付自転車、自転車

(2) 前号に掲げるもののほか、管理者が特に承認する交通の用具

(支給日等)

第9条の2 通勤手当は、支給単位期間(第4項各号に掲げる通勤手当に係るものを除く。)又は当該各号に定める期間(以下この条及び第11条において「支給単位期間等」という。)に係る最初の月の条例第5条に規定する給料の支給日(以下この条において「支給日」という。)に支給する。ただし、支給日までに第3条の規定による届出に係る事実が確認できない等のため、支給日に支給することができないときは、支給日後に支給することができる。

2 支給単位期間等に係る通勤手当の支給日前において離職し、又は死亡した職員には、当該通勤手当をその際支給する。

3 職員がその所属する給料の支給義務者を異にして異動した場合であつて、その異動した日が支給単位期間等に係る最初の月であるときにおける当該支給単位期間等に係る通勤手当は、その月の初日に職員が所属する給料の支給義務者において支給する。この場合において、職員の異動が当該通勤手当の支給日前であるときは、その際支給するものとする。

4 条例第9条第3項の規則で定める通勤手当は、次の各号に掲げる通勤手当とし、同項の規則で定める期間は、当該通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1) 職員が2以上の交通機関等を利用するものとして条例第9条第2項第1号に定める額の通勤手当を支給される場合(次号に該当する場合を除く。)において、1箇月当たりの運賃等相当額等が55,000円を超えるときにおける当該通勤手当 その者の当該通

勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間

- (2) 職員が条例第9条第2項第1号及び第2号に定める額の通勤手当を支給される場合において、1箇月当たりの運賃等相当額及び同号に定める額の合計額が55,000円を超えるときにおける当該通勤手当 その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間

(支給の始期及び終期)

第10条 通勤手当の支給は、職員に新たに条例第9条第1項の職員たる要件が具備されるに至った場合においては、その日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、通勤手当を支給されている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、通勤手当を支給されている職員が同項の職員たる要件を欠くに至った場合においてはその事実の生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、通勤手当の支給の開始については、第3条の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にはされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

- 2 通勤手当は、これを受けている職員にその額を変更すべき事実が生ずるに至った場合においては、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給額を改定する。前項ただし書の規定は、通勤手当の額を増額して改定する場合における支給額の改定について準用する。

(返納の事由及び額等)

第10条の2 条例第9条第4項の規則で定める事由は、通勤手当（1箇月の支給単位期間に係るものを除く。）を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。

- (1) 離職し、若しくは死亡した場合又は条例第9条第1項の職員たる要件を欠くに至った場合
- (2) 通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があったことにより、通勤手当の額が改定される場合
- (3) 月の中途において地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条第2項の規定により休職にされ、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条の規定により育児休業をし、又は法第29条の規定により停職にされた場合（これらの期間の初日の属する月又はその翌月に復職し、又は職務に復帰することとなる場合を除く。）
- (4) 出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなる場合

- 2 条例第9条第4項の規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各

号に定める額とする。

- (1) 1箇月当たりの運賃等相当額等（第8条の3第1号に掲げる職員にあっては、1箇月当たりの運賃等相当額及び条例第9条第2項第2号に定める額の合計額。以下この項において同じ。）が55,000円以下であった場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア イに掲げる場合以外の場合 前項第2号に掲げる事由が生じた場合にあっては当該事由に係る交通機関等（同号の改定後に1箇月当たりの運賃等相当額等が55,000円を超えることとなるときは、その者の利用する全ての交通機関等）、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあってはその者の利用する全ての交通機関等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等の払戻しを、管理者の定める月（以下この条において「事由発生月」という。）の末日にしたものとして得られる額（次号において「払戻金相当額」という。）

イ 使用している定期券に通用期間が6箇月を超えるものがある場合 管理者の定める額

- (2) 1箇月当たりの運賃等相当額等が55,000円を超えていた場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ ロに掲げる場合以外の場合 55,000円に事由発生月の翌月から支給単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は前項各号に掲げる事由に係る交通機関等についての払戻金相当額のいずれか低い額（事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあっては、零）

ロ 第9条の2第4項に掲げる通勤手当を支給されている場合 55,000円に事由発生月の翌月から同項に定める期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又はその者の利用するすべての交通機関等についての払戻金相当額及び管理者の定める額の合計額のいずれか低い額（事由発生月が当該期間に係る最後の月である場合にあっては、零）

- 3 条例第9条第4項の規定により職員に前項に定める額を返納させる場合において、返納に係る通勤手当の給料の支給義務者と事由発生月の翌月以降に支給される給与の給料の支給義務者が同一であるときは、当該給与から当該額を差し引くことができる。

（支給単位期間）

第10条の3 条例第9条第5項に規定する規則で定める期間は、次の各号に掲げる交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

- (1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める期間

ア イに掲げる場合以外の場合 交通機関等における定期券の通用期間のうちそれぞれ最も長いものに相当する期間

イ 使用する定期券の通用期間が6箇月を超える場合 管理者の定める期間

(2) 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等又は第8条第1項第3号の管理者の定める交通機関等 1箇月

2 前項第1号に掲げる交通機関等について、次の各号のいずれかに掲げる事由（前条第1項各号に掲げる事由に該当する事由に限る。）が前項第1号に定める期間に係る最後の月の前月以前に生ずることが当該期間に係る最初の月の初日において明らかである場合には、当該事由が生ずることとなる日の属する月（その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月の前月）までの期間について、同項の規定にかかわらず、同項の規定に準じて支給単位期間を定めることができる。

(1) 法第28条の6第1項の規定による退職その他の離職をすること。

(2) 法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受け、公益的法人等派遣法第2条第1項の規定により派遣され、育児休業法第2条の規定により育児休業をし、育児休業法第19条第1項に規定する部分休業（1日の勤務時間の全部について勤務しないこととなる場合のものに限る。）をし、研修等のために旅行をし、又は休暇により通勤しないこととなること。

(3) 勤務場所を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い通勤経路又は通勤方法に変更があること。

(4) 勤務態様の変更により通勤のため負担する運賃等の額に変更があること。

(5) その他管理者の定める事由が生じること。

第10条の4 支給単位期間は、第10条第1項の規定により通勤手当の支給が開始される月又は同条第2項の規定により通勤手当の額が改定される月から開始する。

2 月の中途において法第28条第2項の規定により休職にされ、育児休業法第2条の規定により育児休業をし、又は法第29条の規定により停職にされた場合（次項に規定する場合に該当しているときを除く。）には、支給単位期間は、その後復職し、又は職務に復帰した日の属する月の翌月（その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月）から開始する。

3 出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなった場合（前項に規定するときから復職等をしないで引き続き当該期間の全日数にわたって通勤しないこととなった場合を除く。）には、支給単位期間は、その後再び通勤することとなった日の属する月から開始する。

（支給できない場合）

第11条 条例第9条第1項の職員が、出張、休暇、欠勤その他の事由により、支給単位期間等に係る最初の月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなるときは、当該支給単位期間等に係る通勤手当は支給することができない。

（事後の確認）

第12条 管理者は、現に通勤手当の支給を受けている職員について、その者が条例第9条第1項の職員たる要件を具備しているかどうか及び通勤手当の額が適正であるかどうかを当該職員に定期券等の提示を求め、又は通勤の実情を調査する等の方法により、随時確認するものとする。

(雑則)

第13条 この規則に定めるもののほか、通勤手当に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和47年4月1日から適用する。
- 2 この規則適用の日以後施行の日の前日までの期間内において、従前の規定により支払われた通勤手当は、この規則の規定による通勤手当の内払いとみなす。

附 則（昭和47年12月16日規則第12号）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和47年4月1日から適用する。
- 2 この規則適用の日以後施行の日の前日までの期間内において、従前の規定により支払われた通勤手当は、この規則の規定による通勤手当の内払いとみなす。

附 則（昭和48年12月13日規則第6号）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和48年4月1日から適用する。
- 2 この規則適用の日以後施行の日の前日までの期間内において、従前の規定により支払われた通勤手当は、この規則の規定による通勤手当の内払いとみなす。

附 則（昭和49年12月26日規則第4号）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和49年4月1日から適用する。
- 2 この規則適用の日以後施行の日の前日までの期間内において、従前の規定により支払われた通勤手当は、この規則の規定による通勤手当の内払いとみなす。

附 則（昭和50年12月23日規則第9号）

(施行期日)

- 1 この規則は公布の日から施行し、昭和50年4月1日から適用する。
- 2 この規則適用の日以後施行の日の前日までの期間内において、従前の規定により支払われた通勤手当は、この規則の規定による通勤手当の内払いとみなす。

附 則（昭和51年12月13日規則第3号）

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和51年4月1日から適用する。
- 2 この規則適用の日以後施行の日の前日までの期間内において、従前の規定により支払われた通勤手当は、この規則の規定による通勤手当の内払いとみなす。

附 則（昭和52年12月23日規則第4号）

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和52年4月1日から適用する。

- 2 この規則適用の日以後施行の日の前日までの期間内において、従前の規定により支払われた通勤手当は、この規則の規定による通勤手当の内払いとみなす。

附 則（昭和53年12月22日規則第4号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和53年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 昭和53年4月1日からこの規則の施行の日の前日までの間において、改正前の通勤手当の支給に関する規則（以下「改正前の規則」という。）第7条の規定により通勤手当を支給されていた期間のうち、改正後の通勤手当の支給に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第7条の規定による通勤手当の額が改正前の規則第7条の規定による通勤手当の額に達しないこととなる期間がある職員の達しないこととなる期間の通勤手当については、改正後の規則第7条の規定にかかわらず、なお従前の例による。この規則の施行の際改正前の規則第7条の規定によりこの規則の施行の日を含む引き続いた期間の通勤手当を支給することとされていた職員のうち、改正後の規則第7条の規定による通勤手当の額が改正前の規則第7条の規定による通勤手当の額に達しないこととなる職員のこの規則の施行の日から昭和53年12月31日までの間の通勤手当についても同様とする。

（内払）

- 3 この規則適用の日以後施行の日の前日までの期間内において、改正前の規則の規定により支払われた通勤手当は、改正後の規則の規定による通勤手当の内払とみなす。

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和55年4月1日から適用する。

- 2 この規則適用の日以後施行の日の前日までの期間内において、従前の規定により支払われた通勤手当は、この規則の規定による通勤手当の内払いとみなす。

附 則（昭和58年3月5日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和58年12月20日規則第3号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和58年4月1日から適用する。

（内払）

- 2 この規則適用の日以後施行の日の前日までの期間内において、従前の規定により支給された通勤手当は、この規則の規定による通勤手当の内払とみなす。

附 則（昭和59年12月27日規則第3号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和59年4月1日から適用する。

（内払）

- 2 この規則適用の日以後施行の日の前日までの期間内において、従前の規定により支給された通勤手当はこの規則の規定による通勤手当の内払とみなす。

附 則（昭和61年3月26日規則第2号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和60年7月1日から適用する。

（内払）

- 2 この規則適用の日以後施行日の前日までの期間内において、従前の規定により支給された通勤手当は、この規定による通勤手当の内払とみなす。

附 則（昭和61年3月26日規則第3号）

この規則は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則（平成元年12月26日規則第3号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、平成元年4月1日から適用する。

（内払）

- 2 この規則適用の日以後施行日の前日までの期間内において、従前の規定により支給された通勤手当は、この規定による通勤手当の内払とみなす。

附 則（平成22年3月30日規則第2号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成26年5月1日規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年3月25日規則第13号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

（支給単位期間に係る経過措置）

- 2 この規則の施行の日前にこの規則による改正前の通勤手当の支給に関する規則（昭和47年第11号）第10条の2第1項第3号に規定する地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条第2項の規定により休職にされ、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条の規定により育児休業をし、又は法第29条の規定により停職にされた場合に該当した職員の支給単位期間の開始については、なお従前の例による。

附 則（令和7年9月30日規則第11号）

この規則は、令和7年10月1日から施行する。

※記入上の注意

- 1 この届には通常行っている通勤の実情のみを記入し、例外的な方法等は記入しない。
- 2 「主な届出理由」欄には、この届を行う主な原因の一にのみ○を付する。
- 3 「通勤方法別」欄には、通勤の順路に従い徒歩、バス、汽車、自転車等の別を記入する。
- 4 「区間」欄には、通勤のため、乗降車する駅名、停留所名を記入する。
- 5 「乗車券等の種類」欄には、3カ月定期、優待乗車券等の別を記入する。
- 6 「左欄の乗車券等の額」欄には、上記5に対する乗車券の額を記入する。
- 7 「備考」欄には、定期券を持たない理由、回数券の片道及び月間の使用枚数等を記入する。
- 8 往路と帰路と異なる場合は、「備考」欄にその旨と理由を記入し、順路中の空欄に異なる部分を記入する。

通勤経路の略図(経路朱線)